

繰下げに関する手続きについて

1. 繰下げ開始（資格喪失）時のお手続きの流れ

加入者資格の喪失後、規約の定めにもとづき給付金の支給を将来に延期することを「繰下げ」といいます。加入者資格喪失時に受取方法のご意向を確認した際、受給権者さまが「繰下げ」を希望されたときは、以下の流れに沿って事業主さまにて繰下げ開始の指図を行っていただきます。

手続き	詳細内容
①給付額の計算 裁定請求書類の作成	D B オンラインサービスで給付額の計算を行い、『裁定請求書』を作成します。 あわせて、資格喪失手続きも速やかに行ってください。
②繰下げ申し出書類の取寄せ	事業主さまから受給権者さまへ『裁定請求書』『給付額計算通知書』を送付し、受給権者さまから『裁定請求書』ほか規約に定める必要書類を取り寄せます。
③繰下げ指図書類の作成・送信	D B オンラインサービスで『脱退一時金・老齢給付金裁定決議書兼繰下げ申出書』を作成・送信してください。 <u>裁定決議書作成時の注意ポイントを3ページ目に記載しておりますのでご確認ください。</u>
④手続き結果の確認	C P B Sにて手続きが完了した後、『受給権者台帳』『加入者台帳（※）』をD B オンラインサービスへ掲載しますので、掲載された受給権者台帳や加入者台帳の記載内容に誤りがないか確認してください。 ※加入者台帳は資格喪失手続きの際に発行されます。そのため、繰下げ手続き時点ですでに資格喪失手続きが完了している場合は、加入者台帳は発行されません。
⑤手続き結果通知書類の送付	手続き結果の通知として、事業主さまから受給権者さまへ『脱退一時金・老齢給付金裁定通知書兼繰下げ通知書』と『繰下げ者のしおり』を送付してください。

【用語の解説】 ・加入者…加入中の方 ・受給権者…資格喪失済で給付金の受給資格がある方 ・繰下げ者…資格喪失後、給付金の支給を繰下げしている方

【注意ポイント】 繰下げ開始時に以下の点を繰下げ者さまへご説明ください。

* 繰下げ満了時にも給付金請求のお手続きを行っていただく必要があること。

（繰下げ満了日の約2カ月前に、D B オンラインサービスへ通知を掲載します。通知掲載後は、事業主さまから繰下げ者さまへ給付金請求手続きについてご案内をお願いいたします。）

* 繰下げ中、住所・氏名・電話番号等に変更があった時は『繰下げ者のしおり』内にある『繰下げ者諸変更通知書』の提出が必要であること。

（繰下げ満了までの間、繰下げ者さまと連絡可能な状態にさせていただきますようお願いいたします。）

繰下げに関する手続きについて

2. 繰下げ開始時の裁定決議書作成時の注意ポイント

繰下げ開始（資格喪失）時はまず、D B オンラインサービスで給付額計算を行い、その計算結果（【給付額計算結果一覧】ページに保存）から受給権者さまに記入いただく裁定請求書を印刷します。

受給権者さまから裁定請求書を取り寄せた後は、【給付額計算結果一覧】ページから裁定決議書の作成・伝送を行います。

裁定決議書は「繰下げ(満了時年金)」プランの決議書「作成」ボタンから作成します。

【ポイント】 繰下げ満了後に一時金で受け取る予定の場合も、「繰下げ(満了時年金)」プランから裁定決議書を作成してください。「繰下げ（満了時一時金）」プランのボタンは非活性のため、裁定決議書の作成はできません。

給付額計算結果一覧

処理結果のお知らせ

検索結果 [1~7件目 / 12件]

選択	加入者番号	計算番号	プラン番号	基準年月日	状況	年金額(円)	一時金額(円)	計算実行	モ
1	001- 12345	00001	004 R	7. 6. 27	脱退一時金繰下げ	R 7. 6. 4			
	加入者氏名(カナ)				状況				
	ネンキン タロウ				計算結果 OK				
								消	作成
									開く
2	001- 12345	00001	003 R	7. 6. 27	脱退一時金繰下げ	R 7. 6. 4			
	加入者氏名(カナ)				状況				
	ネンキン タロウ				計算結果 OK				
								消	作成
									開く

回答票 ※選択し

請求書 ※選択し

終了 戻る

繰下げ（満了時年金）プランの計算結果から裁定決議書を作成します。

（繰下げ（満了時一時金）プラン＝「作成」ボタンは活性）

内容の「開く」ボタンを押すと、各プランの内容を確認いただけます。

繰下げ（満了時一時金）プランの計算結果から裁定決議書の作成はできません。

（繰下げ（満了時一時金）プラン＝「作成」ボタンは非活性）

プラン内容

計算基準年月日

一時金選択年月日

繰下げ満了年月日

計算内容

繰下げに関する手続きについて

3. 繰下げ満了（終了）時のお手続きの流れ

「繰下げ」は資格喪失時だけでなく、**繰下げ満了（終了）時にも事業主さまにて裁定のお手続きを行っていただく必要があります。**繰下げ者さまが繰下げ満了を迎えたとき（繰下げ期間中に繰下げ者さまが給付金受取りを希望されたとき）は、以下の流れに沿って給付金請求のお手続きを行ってください。

手続き	詳細内容
①裁定予定者一覧表の掲載 繰下げ（満了）者さまあて請求手続きの案内	繰下げ満了日の約2ヵ月前に『裁定予定者一覧表（※）』をDBオンラインサービスの【帳票取出一覧】へ掲載します。事業主さまから繰下げ者さまへ請求手続きをご案内ください。 ※『裁定予定者一覧表』には繰下げ満了者だけでなく定年到達者（該当者がいる場合）も記載されます。
②繰下げ者さまから給付金請求の申し出	繰下げ者さまから『裁定請求書』ほか規約に定める 必要書類を取り寄せ ます。
③給付額の計算 （裁定請求書類の作成）	繰下げ満了日を迎えても繰下げ者さまから給付金請求の申し出がないときは、事業主さまから繰下げ者さまへ給付金請求手続きの状況をご確認ください。
④繰下げ指図書書類の作成・送信	加入者資格喪失時の給付金支払い時のお手続きと同じです。
⑤手続き結果の確認	
⑥手続き結果通知書類の送付	

繰下げに関する手続きについて

4. よくあるご質問

Q 1. 繰下げ開始時に繰下げ者あて送付する『繰下げ者のしおり』の3ページ目【お問合せ先・お手続き書類送付先】欄には何を記入すればよいか？

A 1. 事業主さまの住所・事業主名・問合せ窓口（部署名）・電話番号をご記入ください。
【繰下げ者のしおり】表紙と中身の一部

確定給付企業年金

繰下げ者のしおり

(R4. 11改訂)

【お問合せ先・お手続き書類送付先】

3

Q 2. 繰下げ開始時の指図の場合も、送金先口座の入力は必要ですか？

A 2. 入力不要です。（入力された場合は管理いたしますが、繰下げ満了（終了）時の指図の際に再度入力が必要です。）

Q 3. 繰下げ満了時に繰下げ者から取り寄せる『裁定請求書』はどこから入手できますか？

A 3. 繰下げ開始時に事業主さまから受給権者さまにお渡しいただく『繰下げ者のしおり』の中にあります。
また、DB オンラインサービスでも作成可能です。給付額計算を行っていただき、その計算結果（【給付額計算結果一覧】ページに保存）から取り出すことができます。

繰下げに関する手続きについて

Q 4. 繰下げ満了（終了）時にDBオンラインサービスから作成した『裁定請求書』の受取方法の選択肢に、企業年金連合会や確定拠出年金への移換が記載されています。資格喪失日から1年以上経過しているので、他制度への移換はできないはずですがなぜでしょうか？

A 4. 繰下げ満了（終了）時の『裁定請求書』には、繰下げ開始時の選択肢と同じものが記載されます。
他制度への移換が可能なときは、給付額計算回答票の備考欄にその旨記載されます。

資格喪失日から 1 年以上経過している方は他制度への移換は選択できません。「給付額計算回答票」の備考欄に以下赤枠の文言の記載がないときは、移換に関する選択肢（黄色マーカー部分）は抹消してください。

【給付額計算回答票】

[illegible]

- ・脱退一時金を他の年金制度に移換することも可能です。

算定基礎期間の開始日： 年 月 日

算定基礎期間の終了日： 年 月 日

算定基礎期間： 〇〇〇〇 月

※他制度への移換ができないときはこの文言は記載されません。

【裁定請求書】

確定給付企業年金

給付金 裁定請求書

企業年金基金理事長殿

以下のとおり裁定を請求します。

		令和 年 月 日 提出	
(1) 氏 名	(フリガナ)	(2) 性別 (3) 生 年 月 日	(印) 男 性 女 性 平 成 元 年 月 日
(4) 住 所		TEL (ご自宅) () - ()	TEL (日中ご連絡先) () - ()
(5) 受取方法	(フリガナ)	銀行 信用金庫 農協 信用組合 労働金庫	支 店 店 名
金融機関		預 金 種 目 口座 番 号	(フリガナ)
普通 (組合)	当座	口座 番号	口座 番号
記号	番号	記号	番号
ゆうちょ 貯蓄 定期 1	0	記号	番号
(6) 給付金の受取方法		左記の説明文をよく読んで、記入ください。	
① プラン番号 () ② 給付一時金の受取方法 □ 一時金で受取れる □ 遺族企業年金の預金として企業年金連合会に移換する。 □ 確定給付年金 (個人形) に移換する。 □ 確定給付年金 (企業形) に移換する。 □ その他 ()		③ 給付一時金の受取方法 □ 一時金で受取れる □ 遺族企業年金の預金として企業年金連合会に移換する。 □ 確定給付年金 (個人形) に移換する。 □ 確定給付年金 (企業形) に移換する。 □ その他 ()	

○記入上の注意

1. 「フリガナ」はカタカナで正確に記入ください。

2. (2)、(3)、(5)は該当する文字を○印で囲み、必要事項を記入ください。

この請求書の2ページに記載の書類を添付して、提出ください。

繰下げに関する手続きについて

Q 5. 繰下げ満了日を迎える前に（繰下げを途中で終了して）給付金を受け取る場合、D B オンラインサービスの給付額計算画面のプラン内容はどのように入力すればよいですか。

A 5. 以下のとおり入力ください。

【最初の状態】

プラン内容	
計算基準年月日	
一時金選択年月日	令和 12 年 3 月 30 日
繰下げ満了年月日	令和 12 年 3 月 30 日
計算内容	資格喪失時年金

最初の状態では「一時金選択年月日」「繰下げ満了年月日」はいずれも繰下げ満了日がプレ入力されています。

【一時金受け取りの場合】

プラン内容	
計算基準年月日	
一時金選択年月日	令和 8 年 9 月 30 日
繰下げ満了年月日	令和 12 年 3 月 30 日
計算内容	一時金

一時金選択年月日は繰下げを途中で終了した日を入力します。

「一時金」を選択します。

【年金受け取りの場合】

プラン内容	
計算基準年月日	
一時金選択年月日	令和 12 年 3 月 30 日
繰下げ満了年月日	令和 8 年 9 月 30 日
計算内容	繰下げ後年金

繰下げ満了年月日は繰下げを途中で終了した日を入力します。

「繰下げ後年金」を選択します。

Q 6. 繰下げ満了時に提出する『退職所得の受給に関する申告書』に記載する課税年はいつになりますか？

A 6. 退職時に他の退職手当等を受給している場合 ⇒ 退職日の属する年

退職時に他の退職手当等を受給していない場合 ⇒ 繰下げ満了（終了）日の属する年

※繰下げ満了前の年金受け取り可否はD B 規約の定めによります。



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室



0120-307081

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(土日・祝日・12/31～1/3を除く)

事務担当者さま向け情報提供
サイト「[DB年金事務サポート
Navi](#)」(↑リンクあり)を当
社公式ホームページに公開中！